

お取引時の確認について

中日信用金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法令」といいます）に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認（「お取引時確認」といいます）をさせていただきます。

ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 「お取引時確認」が必要な取引

次の取引時に、「お取引時確認」をさせていただきます。

「お取引時確認」ができない場合は、お取引をお断りすることがあります。

- (1) 口座開設、貸金庫、保険契約、電子記録債権等の取引開始
- (2) 融資取引
- (3) 10万円を超える現金振込（外国送金を含みます）・持参人払式小切手による現金の受取り
- (4) 100万円を超える現金出金
- (5) 200万円を超える現金入金・持参人払式小切手の入出金・両替

※これらの取引以外にも「お取引時確認」をさせていただきますことがあります。

※電気・ガス・水道料金および学校教育法に規定する小学校・中学校・高等学校・大学等の入学金、授業料等の現金納付は取引時確認が不要となります。（疑わしい取引等の場合は除きます。）

2. 「お取引時確認」の確認事項および確認書類

	確認事項（※1）	確認書類（※2）
個人のお客さま	氏名・現住居・生年月日	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○在留カード ○個人番号カード 等 後記3. の【個人のお客さまの場合】に記載されている確認書類をご覧ください。 ※健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合は追加の確認をさせていただきます。 ※ご本人さま以外の方が来店された場合には、ご本人さまの確認に加えて、来店された方の氏名・現住居・生年月日とあわせて、ご本人さまのために取引を行っていることを書面等で確認させていただくほか、当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
	職業	お持ちいただくものではありません（窓口等で確認させていただきます）
	取引を行う目的	
法人のお客さま （※3）	名称・本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等（※4） 後記3. の【法人のお客さまの場合】に記載されている確認書類をご覧ください。
	事業内容	○定款 ○登記事項証明書 等（※4）
	来店された方の氏名・現住居・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○在留カード ○個人番号カード 等 後記3. の【個人のお客さまの場合】に記載されている確認書類に加え、委任状等により法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。 ※社員証等による確認はできません。
	取引を行う目的	お持ちいただくものではありません（窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえご来店ください）
	当該法人の議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方の氏名・現住居・生年月日（※5）	

（※1）特定の国に居住・所在している方、外国政府等において重要な公的地位にある方等とお取引の際などには、通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

（※2）すでに「お取引時確認」のお手続きを済ませられたお客さまにつきましては、確認書類をご提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードのご提示等により確認させていただくことがあります。

（※3）事業内容等の確認のため、法令で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については一部お取扱いが異なる場合があります。

（※4）登記事項証明書および印鑑登録証明書は、提示日前6ヵ月以内に作成されたものに限りです。

（※5）法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。また、一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方等の氏名・現住居・生年月日を確認させていただきます。

（注）上記の確認事項に変更があった場合は、当金庫所定の方法により届出をお願いいたします。

3. 「お取引時確認」の方法およびご提示いただく書類

【個人のお客さまの場合】

以下の（1）または（2）の本人確認書類により、氏名、現住居および生年月日を確認させていただくとともに、ご職業および取引を行う目的も確認させていただきます。

（本人確認書類は、氏名、住居および生年月日が記載されているものに限りです。また、一部本人確認書類には有効期限がございますので、後記「5. 確認書類の有効期限について」をご参照ください。）

- (1) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくことによって確認を行います。
 ①運転免許証 ②旅券(パスポート) ③住民基本台帳カード(写真付のもの)・個人番号カード(マイナンバーカード) ④在留カード・特別永住者証明書 ⑤官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳等) ⑥官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの(ただし、ご本人さまから提示された場合等に限ります。)
- (2) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことに加え、他の本人確認書類(上記(1)の書類を除きます)または現住居の記載のある補完書類(公共料金の領収書等(※1)で領収日付等が6ヵ月以内のものに限ります)の原本を提示していただくことによって確認を行います。
 (※1) 携帯電話の領収書は除きます。
 (注) 場合によっては、取引に係る書類等をお客さまに転送不要郵便物等で郵送する等の方法で確認させていただくことがあります。
 ①各種健康保険証・共済組合の組合員証・加入者証 ②各種年金手帳 ③顔写真が貼付されていない各種福祉手帳(母子健康手帳等) ④取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書 ⑤官公庁から発行・発給された書類(上記(1)⑥を除きます)
- (3) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことに加え、取引に係る書類等を転送不要郵便物等で郵送する方法により確認させていただきます。
 ①住民票の写し・住民票の記載事項証明書 ②印鑑登録証明書(上記(2)④を除きます) ③戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写しが添付されているもの)
- (注) 1. 10万円を超える現金によるお振込等を行う際は、運転免許証等、窓口でのご提示のみでご本人さまの確認ができる本人確認書類のご提示をお願いいたします。
 2. 前記1.の「お取引時確認が必要な取引」の際に、ご本人さま以外の方が来店された場合は、その来店された方につきましてもご本人さまの確認をさせていただきます。
 3. 住民票の写し(コピーではありません)、住民票の記載事項証明書につきましても、可能な限り「個人番号」や「住民票コード」の記載がないものをお持ちください。
 4. 母子健康手帳をお子さまの確認書類としてご提示いただく場合は、「出生届出済の証明」を確認させていただきます。
 5. マイナンバー制度の「通知カード」は本人確認書類としてお取り扱いできません。

【法人のお客さまの場合】

以下の(1)の本人確認書類のいずれかにより、法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を、(2)の書類のいずれかにより事業内容を確認させていただくとともに、来店された方には、前記3.の【個人のお客さまの場合】の本人確認書類により、氏名、現住居および生年月日を確認させていただきます。また、お取引を行う目的、直接または間接に議決権の25%超を保有する等法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名、現住居および生年月日も確認させていただきます。

(1) 法人の本人確認書類

- ①登記事項証明書
- ②印鑑登録証明書
- ③官公庁から発行・発給された書類

(2) 事業内容の確認書類

- ①定款または定款に相当するもの
- ②法令の規定で作成が必要な書類で事業内容の記載があるもの
- ③登記事項証明書(上記(1)の本人確認書類との兼用も可能)
- ④官公庁から発行・発給された書類で、事業内容の記載があるもの(法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載がある場合、上記(1)の本人確認書類との兼用も可能)

(注) 事業内容等の確認のため、法令で定められた書類(上記(1)および(2))以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

4. 確認内容の記録について

「お取引時確認」をさせていただいた内容につきまして、確認記録を作成させていただきます。氏名、現住居、生年月日の他、本人確認書類の名称・発行元・記号番号等および取引を行う目的、ご職業など法令で定められている事項を記録いたしますのでご了承ください。また、ご同意いただける場合、本人確認書類のコピーを取らせていただくことがあります。

5. 確認書類の有効期限について

前記の確認書類のうち、下線があるもの(【個人のお客さまの場合】の(1)⑥、(2)⑤、【法人のお客さまの場合】の(1)③、(2)④の書類については、有効期限がないものに限ります。)については、当金庫が提示または送付を受ける日前6ヵ月以内に作成されたものに限ります。

また、その他の確認書類は当金庫が提示または送付を受ける日において有効なものに限りますので、ご注意ください。

※当金庫がお客さまにご送付いたしましたキャッシュカードやご案内等が返送されてきました場合には、お取引を停止することがあります。この場合には、再度、本人確認書類をご持参のうえ、住所変更等のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

※「お取引時確認」について虚偽の申告をすることは、法令により禁止されています。

詳しくは、窓口までお問合せください。

お取引時の本人確認に関するお願い

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お取引時確認が必要な際には、**運転免許証等の公的な本人確認書類の原本によりご本人を確認**させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、ご提示いただきました本人確認書類（原本）は、コピーまたは転記させていただきますので、ご了承ください。

なお、**お取引時確認ができない場合は、お取引をお断り**することがあります。

お取引時確認が必要なお取引

- 口座の開設、貸金庫、保険契約、電子記録債権等のお取引開始のとき
- ご融資（個人向けローンを含みます）のお取引開始のとき
- 10万円を超える現金振込（外国送金を含みます）のとき
- 10万円を超える持参人払式小切手（線引がないもの）による現金受取りのとき
- 100万円を超える現金出金のとき
- 200万円を超える現金入金・持参人払式小切手（線引がないもの）の入出金・両替のとき等

※これらの取引以外にも、お取引時確認をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

※既に当金庫とお取引をいただいているお客さま（過去にご確認させていただいたお客さま）についても、**改めて本人確認書類（原本）のご提示**をお願いしたり、お客さましか知りえない事項（生年月日等）をお尋ねすることがあります。

※電気・ガス・水道料金および学校教育法に規定する小学校・中学校・高等学校・大学等の入学金、授業料等の現金納付は取引時確認が不要となります。（疑わしい取引等の場合は除きます）

個人のお客さま

運転免許証等の「顔写真有り」の
本人確認書類の**原本**のご提示

健康保険証等の「顔写真
無し」の本人確認書類の
原本のご提示



他の本人確認書類の
原本のご提示等

*このほか、職業や取引を行う目的を窓口等で確認させていただきます。

法人のお客さま

登記事項証明書等の
法人の本人確認書類の
原本のご提示



取引担当者の本人確認
書類の**原本**のご提示
(個人のお客さまの確認と同様)

*このほか、取引を行う目的と当該法人の議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方の氏名・現住居・生年月日を確認させていただきます。

本人確認完了

お取引時の確認事項と確認書類

お取引時の確認事項と確認に利用できる書類の主な例は、以下のとおりです。

また、ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人の本人確認書類ならびに来店された方の本人確認書類に加えて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただくほか、当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。

なお、**書類による確認ができない場合には、お取引をお断り**することがありますのでご注意ください。

＜お取引時確認事項とその書類＞

確認事項	通常の取引	ハイリスク取引※
本人特定事項 (氏名・現住居・生年月日(個人)／名称・所在地(法人))	下記の本人確認書類(原本)	通常の取引で確認した書類 ＋ 上記以外の本人確認書類
	① ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●個人番号カード ●在留カード、特別永住者証明書等	
	② ●各種健康保険証 ●国民年金手帳 ●母子健康手帳等	
	③ ●住民票の写し ●戸籍謄本等	
法人 ●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの等		
取引を行う目的	ご申告により確認	通常の取引と同じ
職業(個人の場合)	ご申告により確認	通常の取引と同じ
事業内容(法人の場合)	定款、登記事項証明書等	
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人)	代表者等からの本人特定事項についてご申告	株主名簿、 有価証券報告書等 ＋ 代表者等からの本人特定事項についてご申告
資産および収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限り)	—	【個人の場合】 源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳等 【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書等

(注1)有効期限のある書類の場合は、提示日において有効である必要があります。
 また、有効期限のない書類の場合は、提示日の前6か月以内に作成されたものに限りです。
 (注2)お客さまの大切なご預金をお守りするため、定期預金の満期日前解約、通帳・証書の喪失届、現住居・お届出印変更等のお手続きをされる際には、本人確認書類をご提示、またはご提出をお願いすることがあります。

ご確認についての留意事項

- 左記表①の顔写真付き運転免許証等の本人確認書類の場合、ご提示により本人特定事項の確認完了となります。
- 左記表②の顔写真のない健康保険証、国民年金手帳等の本人確認書類をご提示の場合、他の本人確認書類または公共料金(電気・ガス・水道)の領収書等も確認させていただきます。
- 左記表③の本人確認書類をご提示の場合、取引関係文書を転送不要郵便等で送付し、本人特定事項の確認を行います。
- 法人の実質的支配者については議決権その他の手段により、当該法人を支配する自然人にまで遡って確認します。
- 法人の取引担当者への権限委任の確認方法について
 ・法人が発行した「社員証」は使用できず、委任状等が必要となります。
 ・登記事項証明書は取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できます。
- 法人のお客さまについては、事業内容等の確認のため、左記以外の書類のご提示をお願いすることがあります。
- 同居の親族・法定代理人でない方を取引担当者とする場合は、委任状等をお願いすることがあります。
- 1回あたりの取引金額を減少させるために、一つの取引を分割したものであることが一見して明らかなのは、一つの取引とみなして取引時確認が必要となります。
- 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- お取引時の確認にあたり、本人特定事項等を偽った場合には、罰則が適用されます。

☆ハイリスク取引とは？

なりすまし・偽りが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、下記に該当する取引を言います。

- 過去の契約時の確認の際に顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引
- 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引
- 外国の重要な公的地位にある者等との取引

☆ハイリスク取引時の確認

ハイリスク取引を行う際には、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要となります。

新規に個人の口座を開設されるお客さまへのお願い

当金庫では、金融犯罪の未然防止等の観点から、新規に口座を開設される個人のお客さまに下記の事項についてお願いをいたしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 口座の開設は最寄りの支店にて承ります。

- (1) 口座の開設は、お客さまの「ご自宅」または「お勤め先」等に近いなど、ご利用に便利な支店にて承ります。
- (2) 遠隔の支店をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。
- (3) 場合によっては、口座の開設をお断りすることがあります。

2. お申込みに際しては、以下の確認資料をご提示のうえ、原則としてご本人さまがお申込みください。

- (1) 公的な本人確認書類の原本（有効期限のあるものは有効期限内のもの、それ以外は発行後6ヶ月以内のものに限ります）

【ご確認についての留意事項】

- 顔写真付き運転免許証、旅券（パスポート）等の本人確認書類の場合、ご提示により本人特定事項の確認完了となります。
- 顔写真のない健康保険証、国民年金手帳等の本人確認書類の場合、他の本人確認書類または公共料金（電気・ガス・水道）の領収書等もご確認させていただきます。
- 第三者が取得できる書類（住民票の写し・戸籍謄本等）の場合は、取引関係文書を転送不要郵便等で送付し、住居の確認をさせていただきます。

- (2) ご印鑑

※ご本人以外の方が申込を行う場合は、ご本人および申込を行う方それぞれの本人確認書類の原本のご提示が必要となります。

また、申込を行う方が同居の親族・法定代理人でない場合、委任状等により、代理権の確認をさせていただきます。

※このほか、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ご本人さまからのお申込みであること、ならびに取引を行う目的・ご職業等を確認させていただきます。

3. ご利用目的により、追加の口座開設をご遠慮いただくことがあります。

既に当金庫で口座をお持ちの場合は、既存口座のご利用をお願いしております。

追加の口座開設を希望される際には、その理由やご利用目的をお伺いし、場合により口座開設をお断りすることがあります。

4. 口座を売買・譲渡することは法律で禁止されています。

口座（通帳やキャッシュカード）を売買・譲渡する行為、他人に成りすまして口座を開設する行為は犯罪であり、刑事罰の対象となります。

口座売買・譲渡の話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

万一、口座売買・譲渡が判明した場合、今後のお取引をお断りさせていただきます。

5. ご留意事項

受付時にお伺いする内容に関連する資料のご提示をお願いすることがあります。

（例）給与振込口座の指定口座 → 社員証や名刺等のご提示等。

法人口座を開設されるお客さまへのお願い

ご高承のとおり、最近、法人名義口座を悪用した、未公開株や社債購入等の投資勧誘による詐欺被害や、不法な商行為による金融犯罪が多数発生し、社会的にも大きな問題となっております。

当金庫では、このような金融犯罪を未然に防止するため、新規に口座を開設される法人のお客さまに下記の事項についてお願いをいたしております。

お客さまには、大変、お手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 口座の開設は最寄りの支店にて承ります。
 - (1) 口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの支店にて承ります。
 - (2) 遠隔の支店をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。
 - (3) 場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

2. お申込みに際しては、以下の確認資料をご提示ください。
 - (1) 履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
 - (2) 法人の印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
 - (3) 手続きに来店される方の「公的な本人確認書類」
（有効期限のあるものは有効期限内のもの、それ以外は発行後6ヶ月以内のもの）

【設立後6ヶ月以内のお客さまの場合】

 - (4) 税務署宛に提出した「法人設立届出書」
 - (5) 定款の写し
 - (6) 株主等の名簿・設立趣意書・設立時の貸借対照表の3点または、税務署宛に提出した「給与支払事務所等の開設届出書」
※確認資料(4)・(5)・(6)は、事前にお客さまにコピーしていただき、原本とともにご持参ください。

3. 必要に応じて、お客さまの「事業の内容」等について、ご確認させていただく場合があります。

また、事業経営を実質的に支配することが可能な関係を有する方（実質的支配者）の該当についても確認をさせていただきます。

なお、ご確認させていただいた結果、追加で書類のご提示をお願いすることがあります。

4. ご留意事項
 - (1) お申込みから口座開設までに、数日を要することがあります。
 - (2) お申込にお応えできず口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。